

○みなかみ町重度身体障害者等住宅改造費補助金交付要綱

平成18年9月29日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者及び児童（以下「障害者」という。）が居住する住宅の設備を障害者に適するように改造する者に対し、その費用の一部を補助することについて、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民票に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による次のいずれかに該当する障害者又はその障害者と世帯を同一にするもの

ア 下肢の障害で1級及び2級の者

イ 体幹の障害で1級及び2級の者

ウ 下肢及び体幹の重複障害で1級及び2級の者

エ 視覚の障害で1級の者

オ 上肢の障害で1級及び2級の者（ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者とする。）

(2) 世帯構成員の当該年度分市町村民税の合算額が16万円未満の世帯に属する者（世帯とは、住民票上の同一世帯をいう。）

(平19告示74・平20告示38・平24告示51・一部改正)

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が居住する住宅の浴室、便所、玄関、台所及びその他町長が特に必要と認める部分の改造とする。ただし、改造は当該年度内に開始し完了するものでなければならない。

(補助金の率及び補助金の額)

第4条 補助率は、補助対象事業の経費の6分の5とする。ただし、一世帯につき50万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 この補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、重度身体障害者等住宅改造費補助金申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、町長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 身体障害者手帳（写）
- (4) 現状写真又は図面（写）
- (5) 完成予定図面（写）

（平19告示74・一部改正）

（専門機関の意見）

第6条 町長は、補助を受けようとする改造工事が、障害に適した内容であるかどうかについて、群馬県心身障害者福祉センター所長の意見を求めることができる（様式第3号）。

（平19告示74・追加）

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、重度身体障害者等住宅改造費補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（平19告示74・旧第6条繰下・一部改正）

（変更申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助対象事業の変更等をしようとするときは、速やかに重度身体障害者等住宅改造費補助事業変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（平19告示74・旧第7条繰下・一部改正）

（変更申請の承認）

第9条 町長は、前条の変更承認申請書の提出を受けたときは、当該変更内容について必要な審査を行い、変更承認書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。なお、承認にあたり、必要に応じて群馬県心身障害者福祉センターの意見を求めるものとする。

（平19告示74・全改）

（実績の報告）

第10条 交付決定者は、補助事業完了の日から起算して30日以内に重度身体障害者等住宅改造費補助事業実績報告書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（平19告示74・旧第9条繰下・一部改正）

（交付金額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し補助金交付額を確定し、重度身体障害者等住宅改造費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（平19告示74・旧第10条繰下・一部改正）

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による補助金額の確定後、重度身体障害者等住宅改造費補助金交付請求書(様式第9号)による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(平19告示74・旧第11条繰下・一部改正)

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定した当該補助金の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 補助対象事業の中止又は廃止をするとき。

(平19告示74・全改)

(適用除外)

第14条 この要綱による補助対象事業であっても、介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度障害者日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となるものは除外する。ただし、補助対象事業費がこれらの給付額を超える場合については、その超過額を補助対象事業費とすることができるものとする。なお、補助対象となる改造工事について、本事業による補助金と高齢者住宅改造費補助事業による助成金の両方の交付を受けることはできない。

(平19告示74・全改)

(その他)

第15条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平19告示74・旧第14条繰下)

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年7月1日告示第74号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第38号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月4日告示第51号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。